

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会
第1回総務企画専門委員会



ICHIGO CITY

77th National Sports Festival

22nd National Sports Festival for People with an Impairment

2022



KANUMA TOCHIGI JAPAN



いちごいちえ一会とちぎ国体

いちごいちえ一会とちぎ大会

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会

第1回総務企画専門委員会 目次

1.	報告事項	
(1)	第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会概要	別冊
(2)	鹿沼市実行委員会総務企画専門委員会名簿	1
2.	専門委員会について	
(1)	鹿沼市実行委員会組織図	2
(2)	鹿沼市開催基本方針	3
(3)	鹿沼市開催推進総合計画	4
(4)	鹿沼市開催推進総合計画（年次計画）	6
3.	審議事項	
第1号	広報基本計画（案）	7
第2号	広報アクションプラン（案）	8
第3号	市民運動基本計画（案）	22
第4号	運営・広報ボランティア募集要項（案）	23
第5号	歓迎・接伴基本計画（案）	27
第6号	案内所設置要項（案）	28
第7号	休憩所設置要項（案）	30
第8号	売店設置要項（案）	31
第9号	協賛取扱規程・協賛取扱基準（案）	33
4.	資料	
(1)	鹿沼市実行委員会設立趣意書	41
(2)	鹿沼市実行委員会会則	42
(3)	鹿沼市実行委員会名簿	48
(4)	鹿沼市実行委員会専門委員会規程	54
(5)	第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察について	別冊

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市総務企画専門委員会名簿**

令和2年5月29日承認
(順不同・敬称略)

【委員長】 1名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	産業・経済関係	鹿沼商工会議所	事務局 長	高橋 真樹

【副委員長】 1名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	社会団体関係	社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会	主 査	柴田 貴史

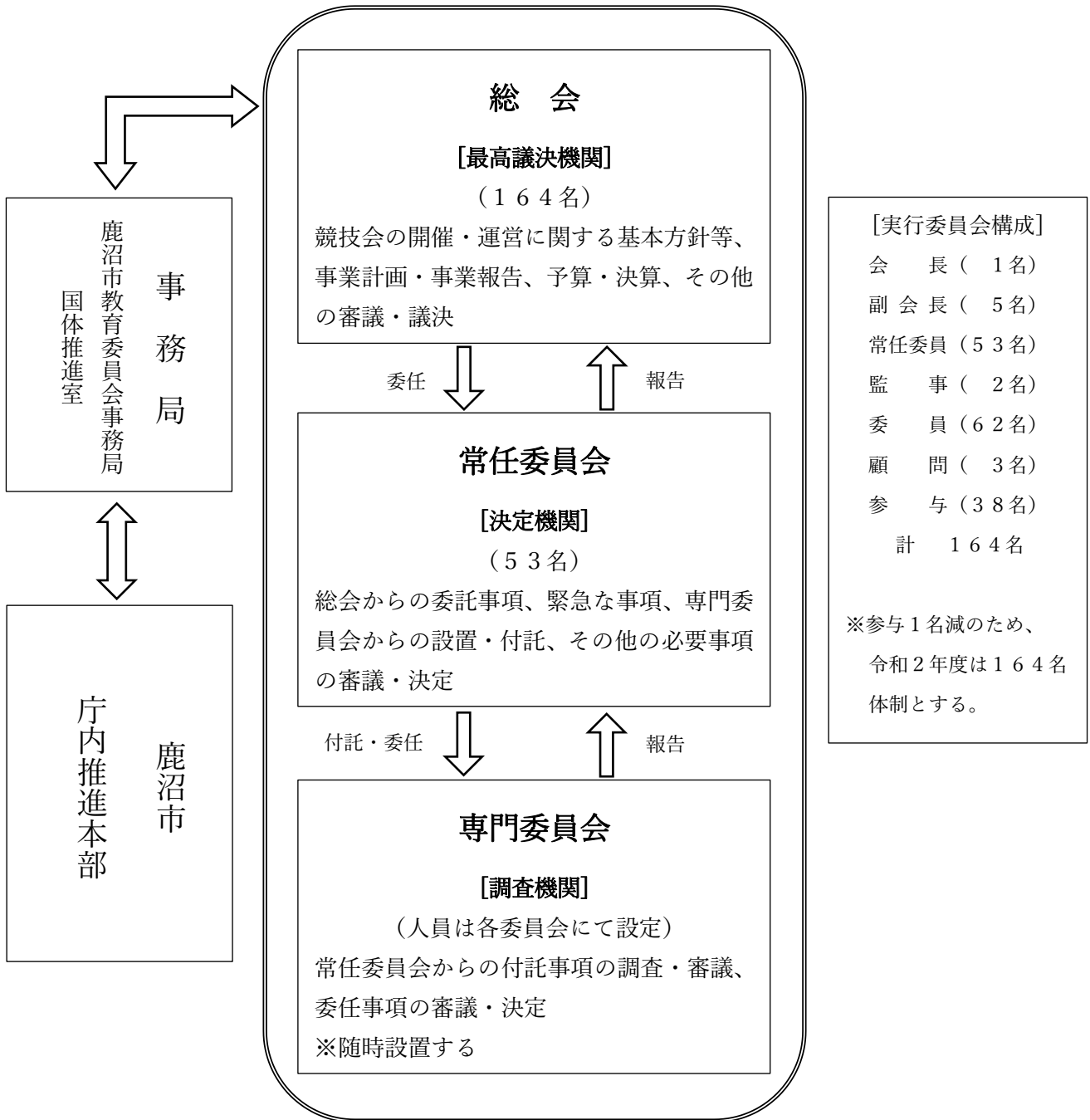
【専門委員】 41名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	鹿沼市スポーツ協会	常 任 理 事	森田 壮重
2		公益財団法人 かめま文化・スポーツ振興財団	課 長	田村 晃
3	学校関係	鹿沼市小中学校長会	南押原中 校 長	名塚 久貴
4		栃木県立鹿沼高等学校	教 諭	鷓 月 洋一
5		栃木県立鹿沼東高等学校	教 務 主 任	山崎 貴史
6		栃木県立鹿沼南高等学校	主 幹 教 諭	岸 裕 行
7		栃木県立鹿沼商工高等学校	教 諭	齋藤 慎太郎
8		栃木県立富屋特別支援学校 鹿沼分校	教 諭	川田 浩司
9		栗野商工会	指 導 課 長	岸野 知泰
10		上都賀農業協同組合	代表理事組合長	大橋 正春
11		宿泊・観光関係	鹿沼市観光協会	事務局 長
12	社会団体関係	鹿沼市自治会連合会	事務局主任主事	今野 麻友美
13		地域自立支援協議会	委 員	福島 和開
14		県西自閉症児者親の会	会 長	高橋 幸香
15		鹿沼市肢体不自由児者父母の会	会 長	松崎 清子
16		鹿沼身体障害者親交福祉会	会 長	葉 山 廣
17		鹿沼市手をつなぐ育成会	役 員	齋藤 カイ子
18		鹿沼市つくし会	会 長	吉村 アヤ子
19		鹿沼市聴覚障害者協会	副 会 長	滝 沢 時江
20		鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	事務局主任主事	深町 真由香
21		鹿沼市老人クラブ連合会	副 会 長	鈴木 康子
22		きれいなまちづくり推進員協議会	担 当 主 査	若林 正明
23		ふるさとあわのづくり協議会	指 導 課 長	岸野 知泰
24		鹿沼市PTA連絡協議会	会 長	大貫 恵治
25		鹿沼市子ども会連合会	事務局 長	荒井 訓子
26		鹿沼地区幼稚園連合会	(学法)児望台幼稚園 園 長	青柳 信一
27		鹿沼市民間保育園連盟	会 長	小野口 正子
28	報道関係	鹿沼ケーブルテレビ株式会社	課 長	野口 重彦
29	鹿沼市	鹿沼市総務部 総合政策課	主 任 主 事	石村 愛実
30		鹿沼市総務部 鹿沼営業戦略課	主 事	永井 良
31		鹿沼市財務部 財政課	係 長	半田 和之
32		鹿沼市市民部 生活課	係 長	倉持 貴子
33		鹿沼市市民部 地域活動支援課	主 任 主 事	今野 麻友美
34		鹿沼市保健福祉部 障がい福祉課	主 事	小川 雛子
35		鹿沼市保健福祉部 高齢福祉課	主 任 主 事	寺崎 祥平
36		鹿沼市こども未来部 子育て支援課	係 長	大森 初恵
37		鹿沼市経済部 産業振興課	主 任 主 事	横瀬 翔太
38		鹿沼市経済部 観光交流課	主 事	鈴木 崇史
39		鹿沼市教育委員会事務局 教育総務課	主 任 主 事	安良 岡 修
40		鹿沼市教育委員会事務局 学校教育課	主 任 主 事	辻 和 之
41		鹿沼市教育委員会事務局 スポーツ振興課	課 長	谷津 勝也

【事務局】

事務局 長	鹿沼市教育委員会事務局	教 育 次 長	高橋 年和
事務局 次 長	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	室 長	大貫 照実
事務局 職員	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 任 主 事	澁江 隆宏
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 事	柴田 知拓
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 事	齋藤 香名芽

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会推進体制



専門委員会 ※名称等については必要に応じ変更

- 総務・企画委員会 (広報計画、市民運動推進、歓迎・接伴 等)
- 競技・式典委員会 (競技運営計画、競技施設整備計画 等)
- 宿泊・衛生委員会 (宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生 等)
- 輸送・交通委員会 (輸送計画、交通、警備、消防防災 等)

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市開催基本方針

1. 基本方針

鹿沼市は、豊かな自然と良質な森林資源に恵まれ彫刻屋台や鹿沼組子など匠の技に代表される「木工のまち」として栄えてきました。第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体、第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会の開催は、「いちごいちえ」の様々な出会いを大切に「いちご市」かぬまの魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。市民総参加による様々な取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる人情味のあるまち」の実現に向けて極めて有意義なものになるものと期待されます。市民の総力をもって活力あふれる街づくりの創出を図ります。

2. 実施目標

(1) いちご市かぬまの総力をもって、笑顔あふれる両大会

あたたかく競技者を応援するとともに、市民が積極的にボランティア活動に参画するなど、両大会の成功に向けて一人ひとりが活躍し、多くの笑顔がいちご市かぬまにあふれる両大会になるよう努めます。

(2) いちご市かぬまの特色を活かし、創意工夫を凝らした両大会

大会運営や施設整備においては既存の施設を有効活用し、競技者の実力が最大限に発揮できるよう万全な体制を整えるとともに、両大会開催後の地域力の向上にも繋がるよう創意工夫を凝らした、両大会の開催に努めます。

(3) いちご市かぬまの魅力を発信し、おもてなしの心あふれ、記憶に残る両大会

両大会の開催という目標を市民が共有して総力を結集し、心のこもったおもてなしに努め、全国各地からの来訪者を温かく迎えます。いちご市かぬまが誇る豊かな自然や歴史を活用し、両大会開催機運を高める記念事業等を行いながら、相互の連帯感や郷土意識を高めるとともに、いちご一会の出会いを大切に、両大会に関わる全ての方々の記憶に残るものとなるよう努めます。

(4) スポーツの推進を通じた活力あふれるまちづくりを図る両大会

両大会開催が市民のスポーツに対する関心や実践意欲を高め、いちご市かぬまが推進する「1人1スポーツ」に繋がるよう、また、市民が幅広く生涯にわたってスポーツに関わり、スポーツを通じた交流が活発に行われ、活力あるまちづくりを創出する両大会となるよう努めます。

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市開催推進総合計画

1. 趣旨

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下、「両大会」という。）の成功に向け、鹿沼市民の英知と総力を結集し、おもてなしの心あふれ、記憶に残る両大会となるよう、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市開催基本方針に基づいて開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 推進項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下、「県等」という。）との緊密な連帯を図り、両大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりに繋がるものとするため、総合的な計画を立案し施策を推進する。

(2) 財務

県等と相互協力のもと、創意工夫により、既存の設備等を有効に活かしながら、実りある両大会を目指し、適切で効率的な運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に行い、いちご市かぬまの魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する心のこもった両大会にするとともに、県が推進する県民運動と連携し、両大会後の市民運動による活気あふれるまちづくりに繋げる。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、いちご市かぬまを訪れる方々を温かくお迎えするとともに、いちご市かぬまの魅力を紹介し、「また来たい」と思っただけのような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等との連帯を強化しながら、協議会を円滑で効率的に運営し、競技会の実施に必要な用具等の調達については、可能な限り現有のものを活用または借用し、最小限の整備とする。

(7) 式典

簡素な装飾や演出を基本としつつ、創意工夫をこらした温かく、いちご市かぬ

まのオリジナリティあふれる運営に努める。

(8) 施設

両大会の開催基準要項に規定されている施設基準を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設整備を図る。

(9) 宿泊

宿泊施設や関係機関等との連携により、おもてなしの心と十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会に関わる全ての方々の安全を確保するとともに、両大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等との連携を強化する。

さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

交通事業を勘案し、交通事業者や関係機関等との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。併せて、交通渋滞の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対策に万全を期するため、危機管理を徹底して行い、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

3. 開催推進総合計画（年次計画）

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市開催推進総合計画（年次計画）は、別表のとおりとする。

年 度	令和元年度（2019年） 3年前	令和2年度（2020年） 2年前	令和3年度（2021年） 1年前	令和4年度（2022年） 開催年		
主要行事	会期決定		リハサル大会 中央競技団体第2次視察	第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会		
準備組織	実行委員会設立発起人会 実行委員会総会 常任委員会 総務企画専門委員会 競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会 輸送交通専門委員会			最終総会・解散		
	庁内推進本部	大会実施本部				
全体計画	開催基本方針等 開催推進総合計画（年次計画） 年次計画進行管理					
鹿沼市実行委員会 専門員会の業務	総務企画	運営ガイドライン	大会実施本部マニュアル			
		識別用品整備要項	リハ大会識別用品配布	本大会識別用品配布		
		支給物品等配布要項	リハ大会支給物品等配布	本大会支給物品等配布		
		保険加入要項	リハ大会保険加入	本大会保険加入		
		遺失物・拾得物取扱要項	リハ大会遺失物・拾得物取扱	本大会遺失物・拾得物取扱		
	財務	本大会開催経費調査検討	本大会開催経費予算編成		大会決算書作成	
		リハ大会開催経費調査検討 協賛取扱要項・協賛募集	リハ大会開催経費予算編成	リハ大会決算書作成		
	広報	広報基本計画 広報啓発活動	ホームページ開設・更新			
			大会報告書編成方針 炬火採火式実施計画 報道対応マニュアル		大会報告書作成 炬火採火式	
		市民運動	市民運動基本計画	市民運動推進 ボランティア募集要項・募集	ボランティア業務計画・マニュアル	
			歓迎・接伴	歓迎・接伴基本計画	歓迎・接伴要項 歓迎装飾要項 案内所・休憩所設置要項 売店設置要項	観光ガイドブック等作製・配布 リハ大会歓迎装飾 リハ大会案内所・休憩所設置 リハ大会売店設置
	競技	競技運営基本計画 競技別日程・組合せ表 競技用具整備計画 競技役員等編成計画		競技用具整備・調達 競技役員等編成 競技会係員・補助員編成・養成	競技別実施要項 リハ大会競技会係員・補助員委嘱	競技別プログラム作製・配布 参加申込受付・組合せ抽選会 競技役員等委嘱 本大会競技会係員・補助員委嘱
式典		リハ大会基本計画		リハ大会実施要項	リハ大会プログラム作製・配布 リハ大会係員等マニュアル	本大会係員等マニュアル
		情報通信整備計画		式典基本計画	リハ大会情報通信設備設置 リハ大会競技別式典実施	本大会情報通信設備設置 本大会競技別式典実施
施設		施設整備基本計画	競技施設整備推進 競技会場仮施設設置計画	競技施設整備・点検 リハ大会仮施設設置	本大会仮施設設置	
		宿泊	宿泊基本計画	宿泊業務実施要項 弁当調達要項	配宿計画 リハ大会配宿 リハ大会弁当調達	宿泊本部設置 本大会弁当調達
医事・衛生	医事・衛生基本計画		医療救護要項 防疫対策要項 食品衛生対策要項 環境衛生対策要項	競技別救護所設置計画 リハ大会救護所設置 感染症予防啓発 食品衛生講習会開催 ごみ・し尿処理計画	救護本部・救護所設置	
	輸送交通		輸送交通基本計画	輸送・交通業務実施要項	会場地輸送計画 駐車場管理運営計画 リハ大会輸送	輸送・交通本部設置
			警備・消防	警備・消防防災基本計画	警備・消防防災業務実施要項 リハ大会警備・消防	警備・消防本部設置
	備考		茨城国体・大会視察 後催県向け実施事業説明会参加 共催市（バレーボール：宇都宮市・佐野市）、県競技団体等との連携	鹿児島国体・大会視察 三重国体・大会リハ大会視察	三重国体・大会視察	

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市広報基本計画（案）

1 目的

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下、「両大会」という。）における、鹿沼市民の大会への理解と関心を深め、参加意欲の高揚を図るため、効果的に広報活動を積極的に展開するとともに、いちご市かぬまの魅力を全国に発信する。

2 内容

(1) 両大会愛称、マスコットキャラクター等による広報

両大会を象徴する愛称、スローガン、マスコットキャラクター、イメージソング、ダンス等を活用及び普及により市民への周知と機運醸成を図る。

(2) 印刷物による広報

関係機関・団体と連携協力を図り、広報誌等へ掲載するとともに、ポスター、チラシ等を作成して広報活動を展開する。

(3) メディア・SNSによる広報

多様なメディア、SNS等を活用し、幅広い世代への効果的な情報の伝達により、いちご市かぬまの魅力を広域的に発信する。

(4) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、既存の各種イベント・大会等と連携した広報活動を展開する。

(5) 工作物等による広報

懸垂幕、横断幕、カウントダウンボード等を効果的に設置し、両大会開催を広く周知する。

(6) 啓発物品等による広報

対象者に応じた啓発物品の作成と企業等からの協賛品等を広く配布することにより、両大会への関心を高める。

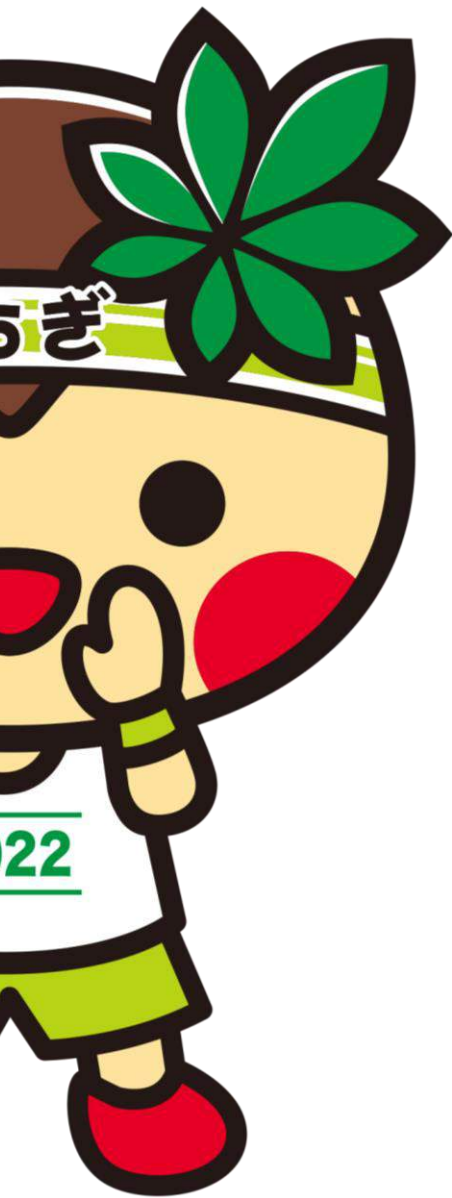
(7) 大会記録作成による広報

準備経過、開催状況等を記録した大会報告書、大会記録映像・写真集等を作成し、大会の成果を後世に伝える。

いちご^{いちえ}一会とちぎ国体

いちご^{いちえ}一会とちぎ大会

鹿沼市広報アクションプラン



第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会

鹿沼市広報アクションプランについて

- はじめに P 1

1 愛称、スローガン等の活用による広報

- (1) 愛称、スローガン等の活用及び普及 P 2
 - ①大会ロゴデザインの活用
- (2) マスコットキャラクターの活用及び普及 P 3
 - ①着ぐるみの活用
 - ②イラストの活用
- (3) 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及 P 4
 - ①大会イメージソングの普及
 - ②大会ダンス指導者の育成
 - ③大会ダンス講習会の開催

2 印刷物等による広報

- (1) ポスター、パンフレット、PR 広報紙等の作成 P 5
 - ①ポスターの活用
 - ②パンフレット、PR 広報紙等の活用
- (2) 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載 P 6
 - ①広報かぬま、コミセンだよりへの掲載
 - ②関係機関等の刊行物への掲載

3 多様なメディアによる広報

- (1) ホームページや SNS などインターネットによる情報発信 P 7
 - ①実行委員会公式ホームページ
 - ②SNS の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用 P 8
 - ①新聞・雑誌の活用
 - ②テレビ・ラジオ等の活用
 - ③パブリシティの獲得
- (3) さまざまな広報媒体の活用 P 9
 - ①ラッピング等による PR
 - ②デジタルサイネージの活用
 - ③多様な広報媒体による PR



4 イベント等による広報

- (1) 啓発イベントの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
 - ①競技体験会等の開催
 - ②大会イベントの開催
- (2) 市内での既存イベント等との連携・・・・・・・・・・ P11
 - ①大会ブース出展
 - ②キャラクターキャラバン隊の出動
- (3) 市のPR活動との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
 - ①庁内推進本部との連携
 - ②「オリジナルロゴ」、「ベリーちゃん」の活用

5 工作物等による広報

- (1) 歓迎塔、バックパネルの活用・・・・・・・・・・ P13
 - ①広告塔の活用
 - ②バックパネルの活用
- (2) 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボードの設置・・・・・・・・ P14
 - ①横断幕、懸垂幕、案内板の設置
 - ②カウントダウンボードの設置

6 啓発物品等による広報

- (1) 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等・・・・・・・・・・ P15
 - ①啓発物品の作成
 - ②スタッフ用啓発物品の作成
 - ③協賛物品の活用
 - ④啓発物品への広告

7 大会報告書による広報

- (1) 大会報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
 - ①大会報告書の作成

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市広報アクションプランについて**

はじめに

2022年に「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」が開催されます。鹿沼市広報基本計画において「鹿沼市民の大会への理解と関心を深め、参加意欲の高揚をはかるため、効果的に広報活動を積極的に展開するとともに、いちご市鹿沼の魅力を知ってもらえるよう全国に発信することを目標とし、8つの広報活動を策定しています。

- (1) 両大会愛称、マスコットキャラクター等による広報
- (2) 印刷物による広報
- (3) メディア・SNSによる広報
- (4) イベントによる広報
- (5) 工作物等による広報
- (6) 啓発物品等による広報
- (7) 大会記録作成による広報

両大会の開催は、「いちごいちえ」の様々な出会いを大切にし、豊かな自然、歴史、文化、食など、いちご市かぬまの魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。開催を契機とする市民総参加による様々な取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「花と緑と清流のまち」「笑顔あふれる人情味のあるまち」の実現に向けて極めて有意義なものになるものと期待されます。

いちご市かぬまを訪れる多くの方々に「来てよかった」「また訪れたい」と思っていただけるよう、おもてなしの心あふれ、あたたかく、両大会に関わる全ての方々の記憶に残る両大会となるよう、市民の英知と総力をもって所期の目的を達成するために鹿沼市広報アクションプランを策定いたします。



1-(1) 愛称、スローガン等の活用及び普及



- 目的
第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会（以降「両大会」という。）の愛称とスローガン「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会～夢を感動へ。感動を未来へ。～」を様々な場面で繰り返し活用し、大会開催の周知を図ることを目的とする。

●主な取組・内容

①大会ロゴデザインの活用

大会をPRする印刷物や広報グッズ等に、愛称とスローガンの大会ロゴデザインを用いて、県民・市民の目に触れる機会を創出し、愛称とスローガンの認知を高め、大会開催の周知につなげる。



●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	大会ロゴデザインの活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		

2

1-(2) マスコットキャラクターの活用及び普及



- 目的
両大会のマスコットキャラクター「とちまるくん」を活用し、大会開催の周知を図り、大会への愛着と関心を高めることを目的とする。

●主な取組・内容

①着ぐるみの活用

着ぐるみを活用し、小・中学校をはじめ、多くの人が集まる場所やイベント等へ出動し、大会開催をPRする。

②イラストの活用

大会をPRする媒体や、作成する印刷物・広報グッズ等に「とちまるくん」を用いて、県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会開催の周知につなげる。また、競技ごとに作成した「とちまるくん」のイラストにより、各競技を親しみやすく紹介する。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	着ぐるみの活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		
②	イラストの活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		



3

1 - (3) 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及



●目的

両大会栃木県実行委員会が作成する大会イメージソング・ダンスを様々な場面で活用し、聴覚と体感に訴え、大会開催の周知を図ることを目的とする。

●主な取組・内容

①大会イメージソングの普及

大会イメージソングに関する動画や音源を作成、テレビ・商店街・デジタルサイネージ等での放送・放映など、様々な媒体で繰り返し聴覚に訴えることで、大会イメージソングの認知を高め、大会開催のPRにつなげる。

②大会ダンス指導者の育成

県との連携により、小・中学校、幼稚園・保育園が授業や運動会などで大会ダンスに取り組めるよう支援する指導者を養成するとともに、県民・市民を対象とした講習会などを通して、広く大会ダンスの普及を目指す。

③大会ダンス講習会の開催

指導者が、小・中学校の運動会、地域の運動サークル活動等に出向き、多くの県民・市民に大会ダンスを習得、体感していただき、大会開催機運を高める。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	大会イメージソングの普及	国体 リハ大会 本大会 障 リハ大会 本大会		
②	大会ダンス指導者の育成	国体 リハ大会 本大会 障 リハ大会 本大会		
③	大会ダンス講習会の開催	国体 リハ大会 本大会 障 リハ大会 本大会		



4

2 - (1) ポスター、パンフレット、PR広報紙等の作成



●目的

視覚に訴える効果が期待できるポスターや、大会に関する情報を提供するパンフレット、PR広報紙等を活用し、県民・市民の大会に対する興味関心を高め、大会開催機運の醸成を図ることを目的とする。

●主な取組・内容

①ポスターの活用

鹿沼市独自のポスターや栃木県実行委員会が作成する大会ポスターを、駅や商業施設、公共施設などに掲載することで、多数の県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会開催の周知につなげる。

②パンフレット、PR広報紙等の活用

大会競技の紹介や事務局からのお知らせなどを掲載するPR広報紙、大会周知物品等を作成し、集客施設へ配置するほか、各種イベントなどの機会を捉え広く配布することで、大会開催機運の醸成を図る。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	ポスターの活用	国体 リハ大会 本大会 障 リハ大会 本大会		
②	パンフレット PR広報紙等の活用	国体 リハ大会 本大会 障 リハ大会 本大会		



5

2 - (2) 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載



- 目的
鹿沼市が発行している「広報かぬま」や「コミセンだより」のほか、関係機関が発行している各種刊行物へ両大会に関する情報を掲載することで、読者に対し大会開催への関心を高めることを目的とする。
- 主な取組・内容
 - ①広報かぬま、コミセンだよりへの掲載
鹿沼市内で開催される競技の見どころ紹介の連載や会場案内など、大会に関する情報を掲載し、応援やボランティア等大会への市民参加意欲を促す。
 - ②関係機関等の刊行物への掲載
大会開催に賛同する関係団体や企業などが発行する刊行物に、それぞれの状況に応じて可能な範囲で大会に関する情報を掲載し、大会開催への関心を高める。
- スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	広報かぬま コミセンだよりへの 掲載	国体 リハ大会 本大会 障球 リハ大会 本大会		
②	関係機関等の 刊行物への掲載	国体 リハ大会 本大会 障球 リハ大会 本大会		



6

3 - (1) ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信



- 目的
鹿沼市実行委員会独自のホームページやSNSサイトを創設し、市民、選手・役員、委託事業者など、ターゲットに合わせた詳細情報を掲載することで、大会開催のPRを図るとともに、閲覧者にとって有益な情報を提供し、より効果的で効率的な大会運営に資する情報発信を目的とする。
- 主な取組・内容
 - ①実行委員会公式ホームページ
競技スケジュールや会場案内のほか、競技ごとのお知らせ、選手・役員向けの案内、入札情報など、鹿沼市で開催される大会に関する情報を集約し、全体を網羅した情報を掲載する。また、広報紙や刊行物、印刷物や啓発物品等にQRコードを掲載し、機会を捉えて公式ホームページへ誘導する。
 - ②SNSの活用
インスタグラムやツイッター等、利用者が多いソーシャルメディアを活用し、それぞれの特長を生かして、大会関連の情報、いちご市かぬまの情報を広く発信する。
- スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	実行委員会 公式ホームページ	国体 リハ大会 本大会 障球 リハ大会 本大会		
②	SNSの活用	国体 リハ大会 本大会 障球 リハ大会 本大会		



7

3-(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用



- 目的
多くの市民に向けて、有効な情報伝達手段であるマスメディアを活用し、両大会に関する情報を発信することで、広く大会開催への関心を高めることを目的とする。
- 主な取組・内容
 - ①新聞・雑誌の活用
県内において購読率が高い新聞社・雑誌への広告掲載等により、大会に関する情報を発信する。
 - ②テレビ・ラジオ等の活用
テレビ・ラジオ等を活用した宣伝により、大会に関する情報を発信する。
 - ③パブリシティの獲得
各種報道機関に対するニュース素材の資料提供等を通して、大会情報に関するパブリシティ獲得を目指す。
- スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	新聞・雑誌の活用	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		
②	テレビ・ラジオ等の活用	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		
③	パブリシティの獲得	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		



3-(3) さまざまな広報媒体の活用



- 目的
さまざまな広報媒体を活用し、それぞれの媒体が持つ特徴を生かして大会に関する情報を発信することで、広く大会開催への関心を高めることを目的とする。
- 主な取組・内容
 - ①ラッピング等によるPR
大会に関するデザインのラッピングやマグネットシートで、自動車や公共交通機関などを装飾し、PRする。
 - ②デジタルサイネージの活用
大会ダンスや競技紹介動画などを、市内の商業・公共施設などに設置されているデジタルサイネージで放映する。
 - ③多様な広報媒体によるPR
IT技術の進展に伴う新しい情報発信媒体など、多岐にわたる広報媒体を活用することで、多数の県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会に関する認知を高め、大会開催の周知につなげる。
- スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	ラッピング等によるPR	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		
②	デジタルサイネージの活用	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		
③	多様な広報媒体によるPR	国体 → リハ大会 → 本大会 障球 → リハ大会 → 本大会		



4-(1) 啓発イベントの開催



●目的

競技関連イベントや節目イベントなどを開催し、参加者の大会に関する理解を促し、機運醸成につなげることを目的とする。

●主な取組・内容

①競技体験会等の開催

鹿沼市で開催される競技の演技会・体験会の開催を通して、参加者に競技の魅力を伝える。

②大会イベントの開催

大会開催の「〇〇日前」を記念したカウントダウンイベントや炬火イベントなどを開催し、機運醸成につなげる。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	競技体験会等の開催	国体	リハ大会	本大会
		障球		リハ大会 → 本大会
②	大会イベントの開催	国体	リハ大会	本大会
		障球		リハ大会 → 本大会

開催3年前イベント
(リハ大会にて)



4-(2) 市内での既存イベント等との連携



●目的

鹿沼市や関係団体等が開催する人が多く集まるイベントや、栃木県に本拠地を置くプロスポーツチームの鹿沼市での開催試合等において、大会に関する情報を発信することで多くの人に広く大会をPRすることを目的とする。

●主な取組・内容

①大会ブース出展

イベント時に大会ブースを出展、競技紹介や啓発物品の配布など、工夫を凝らし分かりやすく大会に関する情報を発信する。

②キャラクターキャラバン隊の出動

イベント時に、県広報ボランティア及び「とちまるくん」の着ぐるみを活用し、ステージパフォーマンスや啓発物品の配布などを通して、大会に関する情報を発信する。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	大会ブース出展	国体	リハ大会	本大会
		障球		リハ大会 → 本大会
②	キャラクター キャラバン隊の出動	国体	リハ大会	本大会
		障球		リハ大会 → 本大会



4-(3) 市のPR活動との連携



●目的

庁内関係部署のPR活動と連携し、観光や特産物など、いちご市かぬまの魅力ある地域資源をPRする機会を捉え、広く大会開催をPRすることで鹿沼市への来訪を促すとともに、来訪者に「いちご市かぬま」に対する好印象を持っていただき、再来訪いただくことを目的とする。

●主な取組・内容

①庁内推進本部との連携

広報や観光など庁内各部署の協力を得ながら、大会開催を事前に広く周知するとともに、大会参加者や一般観覧者に対し、いちご市かぬまに対するイメージアップを図る。

②「オリジナルロゴ」、「ベリーちゃん」の活用

鹿沼市オリジナルの大会ロゴや鹿沼市公式マスコットキャラクター「ベリーちゃん」をさまざまな広報媒体などに活用して大会をPRする。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	庁内推進本部との連携	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		
②	オリジナルロゴ・ベリーちゃんの活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		



2

5-(1) 歓迎塔、バックパネルの活用



●目的

鹿沼市の玄関口となる駅や幹線道路などに設置されている広告塔の活用や、バックパネルを活用することにより、大会開催をPRするとともに、来訪者を歓迎することを目的とする。

●主な取組・内容

①広告塔の活用

日光例幣使街道、インター通りなどに設置されている広告塔を活用し、歓迎塔とすることで、大会開催をPRするとともに、大会参加者や一般観覧者を歓迎する。

②バックパネルの活用

大会オリジナルデザインのバックパネルを作成、各種イベントやプロモーション活動、会議などに活用し、大会開催と共にいちご市かぬまをPRする。

●スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	広告塔の活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		
②	バックパネルの活用	国体 リハ大会 本大会 障対 リハ大会 本大会		



13

5-(2) 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボードの設置



●目的

人が多く集まる場所への横断幕や懸垂幕等の設置や、カウントダウンボードの設置により、両大会開催を周知するとともに、いちご市かぬまをPRすることを目的とする。

●主な取組・内容

①横断幕、懸垂幕、案内板の設置

鹿沼市内の駅、公共施設、競技会場等に歓迎メッセージを掲げた横断幕や懸垂幕等を設置する。

②カウントダウンボードの設置

大会開催までの日数を表示させたカウントダウンボード等を市庁舎などに設置し、広く周知することで、大会開催の機運醸成につなげる。

●スケジュール

	内容	2020年度	2021年度	2022年度
①	横断幕、懸垂幕 案内板の設置	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会
②	カウントダウン ボードの設置	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会

イメージ



14

6-(1) 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等



●目的

「とちまるくん」や両大会ロゴデザインなどを用いた、大会に関するさまざまな啓発物品を作成・配布することで、大会に関する興味を促すとともに、協賛物品の活用や啓発物品への広告など、企業・団体等の大会開催への協力により、オール鹿沼体制で、広く大会への関心を高めることを目的とする。

●主な取組・内容

①啓発物品の作成

クリアファイル、ボールペン等文具や缶バッジ、うちわ等啓発物品を広く配布する。

②スタッフ用啓発物品の作成

ボランティアや事務局など、関係者の服飾を作成、着用することで大会の機運醸成を促す。

③協賛物品の活用

大会開催に向け必要となる物品等は、賛同する企業・団体からの協賛品贈呈を通して、大会運営に貢献していただく。

④啓発物品への広告

作成する啓発物品等について、広告掲載等を行うことにより、効率的に大会開催の機運を醸成する。

●スケジュール

	内容	2020年度	2021年度	2022年度
①	啓発物品の作成	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会
②	スタッフ用啓発物品の作成	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会
③	協賛品の活用	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会
④	啓発物品への広告	国体 リハ大会 本大会		
		障対		リハ大会 → 本大会

イメージ



15

7-(1) 大会報告書の作成
































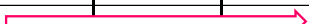















- 目的
両大会の準備経過、開閉会式や競技の開催状況、競技記録等を記録し、後世に伝えることを目的とする。
- 主な取組・内容
 - ①大会報告書の作成
写真やイラスト等を多数活用するなど、分かりやすい報告書の編集を目指す。また、スタッフ撮影のほか市民が撮影した写真を用いるなど、市民参加を促し、多様な視点から大会を記録する。
- スケジュール

	内 容	2020年度	2021年度	2022年度
①	大会報告書の作成	国体	リハ大会	本大会
		障球		リハ大会 → 本大会



第77回国民体育大会、第22回全国障害者スポーツ大会鹿沼市広報アクションプラン		スケジュール		
		2020年度	2021年度	2022年度
		国体	リハ大会	本大会
		障害		リハ・本大会
主な取組	内容			
1 愛称・スローガン等の活用による広報	(1) 愛称、スローガン等の活用及び普及 ①大会ロゴデザインの活用	大会をPRする印刷物や広報グッズ等に、愛称とスローガンの大会ロゴデザインを用いて、県民・市民の目に触れる機会を創出し、愛称とスローガンの認知を高め、大会開催の周知につなげる。	→	
	(2) マスコットキャラクターの活用及び普及 ①着ぐるみの活用	着ぐるみを活用し、小・中学校をはじめ、多くの人が集まる場所やイベント等へ出動し、大会開催をPRする。	→	
	②イラストの活用	大会をPRする媒体や、作成する印刷物・広報グッズ等に「とちまるくん」を用いて、県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会開催の周知につなげる。また、競技ごとに作成した「とちまるくん」のイラストにより、各競技を親しみやすく紹介する。	→	
	(3) 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及 ①大会イメージソングの普及	大会イメージソングに関する動画や音源を作成、テレビ・商店街・デジタルサイネージ等での放送・放映など、様々な媒体で繰り返し聴覚に訴えることで、大会イメージソングの認知を高め、大会開催のPRにつなげる。	→	
	②大会ダンス指導者の育成	県との連携により、小・中学校、幼稚園・保育園が授業や運動会などで大会ダンスに取り組めるよう支援する指導者を養成するとともに、県民・市民を対象とした講習会などを通して、広く大会ダンスの普及を目指す。	→	
	③大会ダンス講習会の開催	指導者が、小・中学校の運動会、地域の運動サークル活動等に出向き、多くの県民・市民に大会ダンスを習得、体感していただき、大会開催機運を高める。	→	
2 印刷物等による広報	(1) ポスター、パンフレット、PR広報紙等の作成 ①ポスターの活用	鹿沼市独自のポスターや栃木県実行委員会が作成する大会ポスターを、駅や商業施設、公共施設などに掲載することで、多数の県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会開催の周知につなげる。	→	
	②パンフレット、PR広報紙等の活用	大会競技の紹介や事務局からのお知らせなどを掲載するPR広報紙、大会周知物品等を作成し、集客施設へ配置するほか、各種イベントなどの機会を捉え広く配布することで、大会開催機運の醸成を図る。	→	
	(2) 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載 ①広報かぬま、コミセンだよりへの掲載	鹿沼市内で開催される競技の見どころ紹介の連載や会場案内など、大会に関する情報を掲載し、応援やボランティア等大会への市民参加意欲を促す。	→	
	②関係機関等の刊行物への掲載	大会開催に賛同する関係団体や企業などが発行する刊行物に、それぞれの状況に応じて可能な範囲で大会に関する情報を掲載し、大会開催への関心を高める。	→	
3 多様なメディアによる広報	(1) ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信 ①実行委員会公式ホームページ	競技スケジュールや会場案内のほか、競技ごとのお知らせ、選手・役員向けの案内、入札情報など、鹿沼市で開催される大会に関する情報を集約し、全体を網羅した情報を掲載する。また、広報紙や刊行物、印刷物や啓発物品等にQRコードを掲載し、機会を捉えて公式ホームページへ誘導する。	→	
	②SNSの活用	インスタグラムやツイッター等、利用者が多いソーシャルメディアを活用し、それぞれの特長を生かして、大会関連の情報、いちご市かぬまの情報を広く発信する。	→	
	(2) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用 ①新聞・雑誌の活用	県内において購読率が高い新聞社・雑誌への広告掲載等により、大会に関する情報を発信する。	→	
	②テレビ・ラジオ等の活用	テレビ・ラジオ等を活用した宣伝により、大会に関する情報を発信する。	→	
	③パブリシティの獲得	各種報道機関に対するニュース素材の資料提供等を通して、大会情報に関するパブリシティ獲得を目指す。	→	
	(3) さまざまな広報媒体の活用 ①ラッピング等によるPR	大会に関するデザインのラッピングやマグネットシートで、自動車や公共交通機関などを装飾し、PRする。	→	
	②デジタルサイネージの活用	大会ダンスや競技紹介動画などを、市内の商業・公共施設などに設置されているデジタルサイネージで放映する。	→	
	③多様な広報媒体によるPR	IT技術の進展に伴う新しい情報発信媒体など、多岐にわたる広報媒体を活用することで、多数の県民・市民の目に触れる機会を創出し、大会に関する認知を高め、大会開催の周知につなげる。	→	

主な取組		内 容	スケジュール		
			2020年度	2021年度	2022年度
4 イ ベ ン ト 等 に よ る 広 報	(1) 啓発イベントの開催 ①競技体験会等の開催	鹿沼市で開催される競技の演技会・体験会の開催を通して、参加者に競技の魅力を伝える。			
	②大会イベントの開催	大会開催の「〇〇日前」を記念したカウントダウンイベントや炬火イベントなどを開催し、機運醸成につなげる。			
	(2) 市内での既存イベント等との連携 ①大会ブース出展	イベント時に大会ブースを出展、競技紹介や啓発物品の配布など、工夫を凝らし分かりやすく大会に関する情報を発信する。			
	②キャラクターキャラバン隊の出動	イベント時に、県広報ボランティア及び「とちまるくん」の着ぐるみを活用し、ステージパフォーマンスや啓発物品の配布などを通して、大会に関する情報を発信する。			
	(3) 市のPR活動との連携 ①庁内推進本部との連携	広報や観光など庁内各部署の協力を得ながら、大会開催を事前に広く周知するとともに、大会参加者や一般観覧者に対し、いちご市かぬまに対するイメージアップを図る。			
	②「オリジナルロゴ」、「ベリーちゃん」の活用	鹿沼市オリジナルの両大会ロゴや鹿沼市公式マスコットキャラクター「ベリーちゃん」をさまざまな広報媒体などに活用して大会をPRする。			
5 工 作 物 等 に よ る 広 報	(1) 歓迎塔、バックパネルの活用 ①広告塔の活用	日光例幣使街道、インター通りなどに設置されている広告塔を活用し、歓迎塔とすることで、大会開催をPRするとともに、大会参加者や一般観覧者を歓迎する。			
	②バックパネルの活用	大会オリジナルデザインのバックパネルを作成、各種イベントやプロモーション活動、会議などに活用し、大会開催と共にいちご市かぬまをPRする。			
	(2) 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボードの設置 ①横断幕、懸垂幕、案内板の設置	鹿沼市内の駅、公共施設、競技会場等に歓迎メッセージを掲げた横断幕や懸垂幕等を設置する。			
	②カウントダウンボードの設置	大会開催までの日数を表示させたカウントダウンボード等を市庁舎などに設置し、広く周知することで、大会開催の機運醸成につなげる。			
6 啓 発 物 品 等 に よ る 広 報	(1) 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等 ①啓発物品の作成	クリアファイル、ボールペン等文具や缶バッジ、うちわ等啓発物品を広く配布する。			
	②スタッフ用啓発物品の作成	ボランティアや事務局など、関係者の服飾を作成、着用することで大会の機運醸成を促す。			
	③協賛物品の活用	大会開催に向け必要となる物品等は、賛同する企業・団体からの協賛品贈呈を通して、大会運営に貢献していただく。			
	④啓発物品への広告	作成する啓発物品等について、広告掲載等を行うことにより、効率的に大会開催の機運を醸成する。			
7 大 会 報 告 書 に よ る 広 報	(1) 大会報告書の作成 ①大会報告書の作成	写真やイラスト等を多数活用するなど、分かりやすい報告書の編集を目指す。 また、スタッフ撮影のほか市民が撮影した写真を用いるなど、市民参加を促し、多様な視点から大会を記録する。			

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市市民運動基本計画（案）

1 目的

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下、「両大会」という。）の開催に向け、市民参加のもと一丸となって両大会を盛り上げ、市民一人ひとりの活躍による手づくりの両大会とすることで、地域の一体感を醸成し、大会終了後の市民運動によるまちづくりの推進に繋げる。

2 内容

（1）地域の一体感が生まれる両大会

市民一人ひとりが様々な形で大会運営等に携わり、協働による喜びと感動を創出し、一体感を醸成することにより、笑顔あふれる人情味のあるまち・いちご市かぬまの地域力の向上と未来のまちづくりに繋げる。

（2）おもてなしの心、いちごいちえの出会いを大切にし、あたたかく迎える両大会

全国から訪れる方々を温かくおもてなしができるよう、花いっぱい運動や特産品等の振る舞いを行い、交流とふれあいの輪を広げる。

（3）いちご市かぬまの魅力を発信する両大会

市民自らが各種ボランティアとして全国各地から訪れる方々へ、いちご市かぬまの特産品、自然、歴史、文化などの魅力を紹介する。

（4）美しく快適ないちご市かぬまで開催する両大会

訪れるすべての方々を気持ち良くお迎えするため、会場周辺のみならず、市内の美化活動や会場でのごみ分別など、美しく快適な両大会運営を務める。

（5）スポーツ活動の推進を図る両大会

両大会を契機とし、いちご市かぬまが推進する1人1スポーツをさらに普及させるとともに、大会観戦や運営への参加を通じ、スポーツに対する関心を高める。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市運営・広報ボランティア募集要項（案）**

1 趣旨

この要項は、鹿沼市で開催される第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下、「両大会」という。）の運営を支えるとともに、開催周知と機運の醸成を図り、全国から訪れる選手・監督等をおもてなしの心でお迎えし、いちご市鹿沼の魅力を幅広く発信するため、ボランティアの募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 募集内容

募集するボランティアは、次のとおりとする。

(1) 運営ボランティア

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場における受付・案内及び資料配布
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布及び空き箱等の回収
会場整理	競技会場における来場者の誘導
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水
駐車場案内等	駐車場案内、シャトルバス及びタクシーの乗降案内
案内所	案内所における案内、資料配布 等
その他	上記の他競技運営に関する活動

(2) 広報ボランティア

区分	主な活動内容
大会広報・PR活動	イベント会場等におけるPR活動、いちご一会ダンス等の県民運動の普及 等
記録収集	イベント会場等における写真・映像の撮影記録 等

4 応募要件

鹿沼市に在住、在学又は在勤している中学生以上の個人若しくはグループ又は鹿沼市に活動の拠点を有する団体。ただし、応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

5 募集人数及び募集期間

募集人数及び募集期間は次のとおりとする。ただし、必要に応じて人数、期間を変更することが出来る。

- (1) 募集人数 協議の上定める。
- (2) 募集期間 協議の上定める。

6 募集方法

募集については、実行委員会ホームページ、広報かぬま、鹿沼市ホームページ等を活用する。また、募集案内や登録用紙を公共施設等で配布するほか、実行委員会構成関係機関・団体の協力の下、広く周知を行う。

7 申込方法

登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送又はFAXにより行う。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、持参又は郵送に限る。

8 登録・未梢

- (1) 募集要件を満たした応募者をボランティア会員（以下「会員」という。）として登録する。
- (2) 1人（1団体）につき1回の申請とし、二重登録は認めない。ただし、運営ボランティア・広報ボランティアの両方を活動内容として登録することができる。
- (3) 会員登録後に、活動区分の変更又は追加をすることができる。
- (4) 実行委員会は次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 両大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 日本国憲法または法令及び条例並びに政令等に違反した場合
 - エ 政治的主張や勧誘活動を行った場合
 - オ 反社会的勢力である場合
 - カ その他、実行委員会が協議の上、判断した場合

9 活動期間

活動期間は、次のとおりとする。ただし、活動業務によっては次の日程によらず活動を

依頼する場合がある。

(1) 運営ボランティア

区分	活動期間	備考
競技別リハーサル大会	令和3年度予定	国・卓球
	令和3年度予定	国・バレーボール
	令和4年度開催	障・卓球
デモンストレーションスポーツ	令和4年度開催	デ・ウォーキング
公開競技	令和4年9月24日から25日	公・太極拳
本大会	令和4年10月1日から5日まで	国・卓球
	令和4年10月7日から10日まで	国・バレーボール
	令和4年10月29日から31日まで	障・卓球

(2) 広報ボランティア

登録後から両大会終了後まで

10 活動場所及び活動内容の決定

会員の具体的な活動場所及び活動内容は、会員登録後に実行委員会が実施する活動希望調査等を参考に決定する。

11 研修

実行委員会は、会員に対し関する認識を深め、おもてなしの心を育むとともに、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会を実施する。

12 報酬及び交通費等

- (1) 活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 会員であることを識別できる服飾等及び食事等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

会員の活動及び研修にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。その他の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

会員の個人情報については、実行委員会が大会準備及び運営のためのみの使用するも

とし、法令及び鹿沼市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に管理する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は別に定める。

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市歓迎・接伴基本計画（案）

1 目的

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）をあたたくお迎えし、いちごいちえの出会いを大切に、いちご市かぬまが誇る豊かな食、自然、文化、歴史などの魅力を広く紹介するとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

開催機運と歓迎ムードの高揚を図り、大会参加者等をあたたく迎えるため、市内でのシティドレッシング、競技会場や主要駅等において歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の利便性向上のため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地域の特産物等の紹介および販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(5) 接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇できるように関係機関・団体の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市案内所設置運営要項（案）**

1 趣旨

この要項は、第77回第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者に対し、競技会、宿泊、輸送交通、観光物産等の案内を行うため、案内所の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は関係機関・団体等と協議の上、設置する。また、受付案内所は競技会場に設置する。

4 設置期間及び開設時間

案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

	総合案内所	受付案内所
設置期間	競技会開催初日の2日前から 競技会が終了する日まで	競技会の開催初日から 競技会の終了日まで
開設時間	午前8時30分から 午後5時00分まで	競技開始（開始式含む）1時間前から 競技終了後30分まで

5 業務内容**(1) 総合案内所**

- ア 競技会場、練習会場、競技日程の案内に関すること。
- イ 宿泊、交通アクセス等の案内に関すること。
- ウ 観光案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ その他各種問い合わせ等への対応に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会役員、競技会役員、視察員、報道員、その他関係者の受付及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。
- ウ 宿泊、交通アクセス等及び観光案内に関すること。
- エ 一般観覧者の案内に関すること。
- オ 遺失物、拾得物及び迷子の保護に関すること。
- カ 配布物の管理に関すること。
- キ その他各種問合せ等への対応に関すること。

6 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における受付案内所については、この要項に準じて実施し、大会規模、競技の特殊性に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市休憩所設置運営要項（案）**

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に憩いと交流の場を提供するため、設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

休憩所の設置場所は競技会場に設置する。

3 設置期間及び開設時間

休憩所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

設置期間	競技会の開催初日から競技会の終了日まで
開設時間	競技開始（開始式含む）1時間前から競技終了後30分まで ※準備・後片付けを含む

4 業務内容

- (1) 大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- (2) 休憩所内及びその周辺における衛生管理、整理整頓に関すること。
- (3) 飲料水等の検収及び管理に関すること。

5 その他

- (1) 競技別リハースル大会における休憩所については、この要項に準じて実施し、大会規模、競技の特殊性に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市売店設置運営要項（案）**

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市歓迎・接伴基本計画に基づき、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、設置に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は競技会場に設置する。

3 設置期間及び開設時間

売店の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

設置期間	競技会の開催初日から競技会の終了日まで。 ※設置期間中の途中開設・閉設は認めない。ただし、競技会中止の場合はこの限りでは無い。
開設時間	競技開始（開始式含む）1時間前から競技終了後30分まで ※準備・後片付けを含む

4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、売店の規模は原則として1店舗当たりおおむね20㎡（2間×3間テント）以内とする。ただし、出店状況を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

5 販売品目

売店における販売品目は、大会参加者等の便宜を図る物及び鹿沼市の特産物等とし、次に掲げるものとする。

- (1) 両大会関連グッズ
- (2) 郷土物産品
- (3) スポーツ用品
- (4) 飲食物（アルコール飲料不可）
- (5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 その他

(1) 競技別リハーサル大会における休憩所については、この要項に準じて実施し、大会規模、競技の特殊性に応じて運用する。

(2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市協賛取扱規程

1 趣旨

この規程は、鹿沼市で開催される第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会（以下「両大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具及び費用（以下「協賛物品等」という。）について、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付け、撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

3 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反する者、公の秩序、良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあるとみとめられるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

4 協賛の手続き

- (1) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (2) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示をするものとする。
- (2) 協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ、デザイン等について、事前

に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等の送付により感謝の意を表すると共に実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この規程に定めるもののほか、協賛の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から適用する。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市協賛取扱基準（案）**

1 趣旨

この基準は、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市協賛取扱要項第6項の協賛への謝意に関することについて次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	謝意表明		贈呈者
		感謝状	贈呈式	
企業 ・ 団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	10万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	5万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を記載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛品	協賛者の 呼称使用
企業 ・ 団体	10万円以上	協賛者バナー貼付け、 写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	○
	10万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真及び記事掲載			
	5万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 協賛品については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議の上、上記に準じて評価する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表することとする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (5) 愛称等を使用した呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や CSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認の上、使用することとする。

(例)

協賛者名	大会名称	市名称	応援メッセージ
〇〇は	<ul style="list-style-type: none"> 第77回国民体育大会 第22回全国障害者スポーツ大会 いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会 	鹿沼市開催	<ul style="list-style-type: none"> 競技を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。

組合せ例：〇〇はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会鹿沼市開催競技を応援しています。

協賛品（例）

用途		例示品目
広報活動用	掲示物	のぼり旗、卓上のぼり旗、バナースタンド、看板、横断幕、懸垂幕、カウントダウンボード、TV・ラジオ・新聞・雑誌等への掲載、バス・タクシー等への広告掲出、ステッカー 等
	印刷物	ポスター、チラシ、シール 等
	配布物	ピンバッジ、缶バッジ、タオル、ポケットティッシュ、文房具、うちわ 等
市民運動用	花いっぱい運動	プランター、プランター用ステッカー、培養土、肥料、花苗 等
	環境美化	タオル、軍手 等
	競技観戦	スティックバルーン、メガホン 等
歓迎装飾用	競技会場	のぼり旗、看板、横断幕、歓迎門 等
	その他	タペストリー、ステッカー 等
おもてなし用	競技会場	飲料水、参加記念品、特産品 等
開催準備用	実行委員会	自動車、自動車ラッピング、事務機器貸与 等
大会運営用	物品・備品	スタッフ用識別用品（ウェア）、携帯電話、トランシーバー、パソコン、コピー機、テント 等
	その他	情報機器環境の整備、警備員・誘導員の人材派遣 等
その他		実行委員会との協議によるもの

個人協賛にあたっての確認書

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、鹿沼市協賛取扱規程（以下「取扱規程」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- (3) 実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受け入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、協賛を行うものでないこと。

協 賛 申 込 書

年 月 日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会鹿沼市実行委員会

会長 佐藤 信 様

申込人 住所
名称
代表者氏名
電話番号

鹿沼市で開催される第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体、第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会、競技会リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次のとおり協賛いたします。

協 賛 物 品 等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	

【個人協賛者は、下記□にチェックをお願いします】

① 第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市協賛取扱基準及び個人協賛に当たっての確認書に同意します。

同意する

② 氏名の公表に同意します。

同意する 同意しない（個人氏名の公表は任意です）

【担当者連絡先】

所属名

氏 名

電 話

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
鹿沼市実行委員会 会長 佐藤 信

鹿沼市で開催される第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体、第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会、競技会リハーサル大会の開催趣旨へのご賛同に基づき、次のとおり協賛物品等を受領いたしました。

協 賛 受 入 物 品 等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
参 考 事 項		

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会設立趣意書

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典です。

近年、少子化・高齢化、国際化、情報化など社会情勢の変化に伴い、スポーツを取り巻く状況も大きく変化しており、健康に対する意識の高揚に併せ、スポーツへの関心やその重要性が増すなど、生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向かって、国民全体でスポーツに対する機運が盛り上がる中、わが国最大かつ最高のスポーツの祭典である国民体育大会や全国障害者スポーツ大会が、2022年に栃木県、そして本市において開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、「ひとり1スポーツ」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

両大会の開催は、「いちごいちえ」の様々な出会いを大切にし、豊かな自然、歴史、文化、食など、「いちご市」鹿沼の魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

また、両大会を契機とする市民総参加による様々な取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる人情味のあるまち」の実現に向けて極めて有意義なものになるものと期待されます。

このような意義ある両大会を成功に導くために、市民・各種関係団体・行政からなる「第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会」を設立し、鹿沼市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和元年7月19日

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会設立発起人

鹿沼市長	佐藤 信
鹿沼市議会議長	大島 久幸
鹿沼市副市長	福田 義一
鹿沼市教育長	高橋 臣一
鹿沼市体育協会会長	江田 光好

令和元年9月26日 設立総会承認

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会会則

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、本大会において、鹿沼市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る事業に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 鹿沼市を代表する者。
- (2) 鹿沼市議会を代表する者。
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者。
- (4) 知識経験を有するもの。
- (5) その他会長が特に必要と認める者。

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿沼市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解放されるまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること
- 8 常任委員会は、前項2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て鹿沼市に帰属する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、令和元年9月26日から施行する。

2 実行委員会の令和元年度における会計年度は、第19条の規定にかかわらず、施行の日から、令和2年3月31日までとする。

**第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会名簿**

令和元年9月26日承認

【会長】 1名

(順不同・敬称略)

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	鹿沼市	鹿沼市	市長	佐藤 信

【副会長】 5名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	鹿沼市議会	議長	増淵 靖弘
3	鹿沼市	鹿沼市	副市長	福田 義一
4		鹿沼市教育委員会	教育長	高橋 臣一
5	スポーツ関係	鹿沼市体育協会	会長	江田 光好
6	社会団体	社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会	会長	池澤 光男

【常任委員】 53名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
7	市議会関係	鹿沼市議会	副議長	鈴木 敏雄
8	スポーツ関係	鹿沼市体育協会	副会長	斎藤 忠
9		鹿沼市体育協会	副会長	枝村 重利
10		鹿沼市体育協会	副会長	櫻井 敦
11		鹿沼市体育協会	理事長	大塚 益美
12		鹿沼市スポーツ推進審議会	副会長	阿部 尚
13		鹿沼市スポーツ推進委員会	会長	山崎 操
14		鹿沼市レクリエーション協会	会長	佐藤 悦夫
15		かぬま地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	江田 光好
16		公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団	常務理事	渡邊 克明
17		県競技団体関係	栃木県バレーボール協会	会長
18	栃木県卓球連盟		会長	関 則男
19	栃木県障害者卓球連盟		会長	小堀 謙介
20	栃木県武術太極拳連盟		会長	斉藤 孝明
21	学校関係	鹿沼市小中学校長会	南押原中校長	名塚 久貴
22		栃木県立鹿沼高等学校	校長	高瀬 元久
23		栃木県立鹿沼東高等学校	校長	吉澤 正光
24		栃木県立鹿沼南高等学校	校長	高野 寿映
25		栃木県立鹿沼商工高等学校	校長	蓮實 芳守
26		栃木県立富屋特別支援学校	校長	中田 誠
27	行政関係	栃木県警察鹿沼警察署	署長	林 光孝

(順不同・敬称略)

28	医療関係	一般社団法人 上都賀郡市南部地区医師会	代 表	大久保 昌章
29	産業・経済関係	鹿沼商工会議所	会 頭	木村 剛考
30		栗野商工会	会 長	井戸 道廣
31		上都賀農業協同組合	代表理事組合長	大橋 正春
32	輸送・電気・通信関係	東日本旅客鉄道株式会社 鹿沼駅	宇都宮駅福駅長	高橋 幸造
33		東武鉄道株式会社 新鹿沼駅	駅 長	藤 田 治
34		一般社団法人 栃木県バス協会	会 長	手塚 基文
35	警備・消防関係	鹿沼市消防団	団 長	伊藤 金治
36		鹿沼市婦人防火クラブ連合会	会 長	山崎 晴美
37	宿泊・観光関係	鹿沼市旅館組合	組 合 長	和久井 保男
38		鹿沼市観光物産協会	会 長	福田 義一
39	社会団体関係	鹿沼市自治会連合会	会 長	奈良部 実
40		地域自立支援協議会	会 長	黒川 亨
41		県西自閉症児者親の会	会 長	高橋 幸香
42		鹿沼市肢体不自由児者父母の会	会 長	松崎 清子
43		鹿沼身体障害者親交福祉会	会 長	葉山 廣
44		鹿沼市手をつなぐ育成会	会 長	鈴木 栄子
45		鹿沼市つくし会	会 長	吉村 アヤ子
46		鹿沼市聴覚障害者協会	副 会 長	滝沢 時江
47		社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会	事 務 局 長	田野井 武
48	鹿沼市	鹿沼市総務部	部 長	糸井 朗
49		鹿沼市財務部	部 長	南雲 義晴
50		鹿沼市市民部	部 長	袖山 稔久
51		鹿沼市保健福祉部	部 長	小林 和弘
52		鹿沼市こども未来部	部 長	上林 浩二
53		鹿沼市経済部	部 長	坂入 弘泰
54		鹿沼市環境部	部 長	黒川 勝弘
55		鹿沼市都市建設部	部 長	茂呂 久雄
56		鹿沼市水道部	部 長	木村 正人
57		鹿沼市議会事務局	局 長	石塚 邦治
58		鹿沼市教育委員会事務局	教 育 次 長	高橋 年和
59		鹿沼市消防本部	消 防 長	黒川 純一

【監事】 2名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
60	鹿沼市	鹿沼市会計管理者	会 計 管 理 者	金子 信之
61		鹿沼市監査委員	代 表 監 査 委 員	高田 悦夫

【委員】 62名

(順不同・敬称略)

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
62	スポーツ関係	鹿沼市スポーツ少年団	副 本 部 長	神 長 幸 司
63		鹿沼市スポーツ少年団	副 本 部 長	稲 富 照 子
64		鹿沼市スポーツ少年団	副 本 部 長	石 原 弘 人
65		鹿沼地区中学校体育連盟	会 長	酒 井 邦 夫
66		栃木県高等学校体育連盟中部支部	支 部 長	高 野 寿 映
67		公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団	事 務 局 長	秋 澤 淳 一
68	市競技団体関係	鹿沼市バレーボール協会	会 長	吉 村 誠
69		鹿沼市卓球協会	会 長	松 井 正 一
70	行政関係	上都賀教育事務所	所 長	鈴 木 康 夫
71		鹿沼土木事務所	所 長	山 田 和 美
72		県西健康福祉センター	所 長	渡 辺 晃 紀
73	医療関係	上都賀厚生農業協同組合連合会	代 表 理 事 会 長	福 田 利 男
74		一般社団法人 鹿沼歯科医師会	会 長	相 馬 英 人
75		一般社団法人 鹿沼薬剤師会	会 長	下 妻 和 彦
76		公益社団法人 栃木県看護協会県西支部	副 支 部 長	長 谷 川 ルミ
77		公益社団法人 栃木県栄養士会県西支部	監 事	高 橋 紀 美 子
78	産業・経済関係	鹿沼市森林組合	代 表 理 事 組 合 長	渡 辺 保
79		栗野森林組合	代 表 理 事 組 合 長	福 田 七 右 衛 門
80		鹿沼市農業委員会	会 長	奈 良 部 繁 雄
81		鹿沼市金融団(幹事・足利銀行鹿沼支店)	幹 事 (支 店 長)	佐 藤 哲 男
82		鹿沼工業団地総合管理協会	理 事 長	路 澤 泰
83		とちぎ流通センター協同組合	代 表 理 事	岩 本 泰 史
84		鹿沼飲食業組合	組 合 長	金 田 正 巳
85		まちの駅ネットワークかぬま	代 表	石 黒 雅 幸
86		鹿沼そば振興会	会 長	米 山 慎 太 郎
87		かぬま和牛振興会	会 長	鷹 見 直 人
88		一般社団法人 栃木県建設業協会鹿沼支部	支 部 長	宇 賀 神 勝
89		鹿沼市造園建設業協会	会 長	野 口 正 樹
90		鹿沼市管工事業協同組合	理 事 長	山 田 勝
91		公益財団法人 鹿沼市農業公社	常 務 理 事	田 野 井 康 弘
92		公益財団法人 鹿沼市花木センター公社	理 事 長	御 地 合 晋 守
93		かぬまブランド推進協議会	会 長	福 田 義 一
94		輸送・電気・通信関係	関東自動車株式会社 鹿沼営業所	所 長
95	一般社団法人 栃木県タクシー協会		会 長	荒 井 勝
96	一般社団法人 栃木県レンタカー協会		会 長	青 木 重 雄
97	東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社		総 支 社 長	金 子 史 彦
98	日本郵便株式会社鹿沼郵便局		局 長	山 田 敬 実

(順不同・敬称略)

99	輸送・電気・通信関係	東日本電信電話株式会社 栃木支店	支店長	長谷部 周彦
100	警備・消防関係	鹿沼地区交通安全協会	会長	井戸 道廣
101		鹿沼市防犯協会	会長	佐藤 信
102	宿泊・観光関係	鹿沼市観光物産協会	事務局長	山崎 隆司
103		鹿沼市食生活改善推進委員会	会長	篠崎 佳子
104	社会団体関係	鹿沼市文化協会	会長	鈴木 貢
105		鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	会長	神山 壽子
106		鹿沼市老人クラブ連合会	会長	小島 正男
107		きれいなまちづくり推進員協議会	会長	廣田 稔
108		ふるさとあわのづくり協議会	会長	井戸 道廣
109		鹿沼ロータリークラブ	会長	日向野 脩弘
110		鹿沼東ロータリークラブ	会長	原田 篤
111		鹿沼中央ロータリークラブ	会長	小太刀 裕一
112		公益社団法人 鹿沼日光法人会	支部長	片柳 伸一
113		一般社団法人 鹿沼青年会議所	理事長	山登 賢一
114		鹿沼市PTA連絡協議会	会長	大貫 恵治
115		鹿沼市少年指導員会	会長	増田 浩治
116		鹿沼市子ども会連合会	会長	佐藤 和也
117		鹿沼地区幼稚園連合会	会長	栗原 森人
118		鹿沼市民間保育園連盟	会長	小野口 正子
119		ボーイスカウト栃木県連盟鹿沼連絡協議会	会長	宇賀神 伴吉
120		鹿沼市ボランティア連絡協議会	会長	宇賀神 伴吉
121		公益社団法人 鹿沼市シルバー人材センター	理事長	佐々木 克博
122		鹿沼市国際交流協会	事務局長	小太刀 亨
123		公益財団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会	事務局長	田中 正雄

【顧問】

3名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
124	栃木県議会	栃木県議会（鹿沼市選出）	議員	小林 幹夫
125		栃木県議会（鹿沼市選出）	議員	松井 正一
126		栃木県議会（鹿沼市選出）	議員	湯澤 英之

【参与】38名

(順不同・敬称略)

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
127	市議会関係	鹿沼市議会	議員	大貫毅
128		鹿沼市議会	議員	加藤美智子
129		鹿沼市議会	議員	舘野裕昭
130		鹿沼市議会	議員	関口正一
131		鹿沼市議会	議員	鈴木紹平
132		鹿沼市議会	議員	橋本修
133		鹿沼市議会	議員	藤田義昭
134		鹿沼市議会	議員	梶原隆
135		鹿沼市議会	議員	宇賀神敏
136		鹿沼市議会	議員	大貫桂一
137		鹿沼市議会	議員	石川さやか
138		鹿沼市議会	議員	鈴木毅
139		鹿沼市議会	議員	阿部秀実
140		鹿沼市議会	議員	市田登
141		鹿沼市議会	議員	佐藤誠
142		鹿沼市議会	議員	谷中恵子
143		鹿沼市議会	議員	津久井健吉
144		鹿沼市議会	議員	小島実
145		鹿沼市議会	議員	横尾武男
146		鹿沼市議会	議員	蝦原一男
147	鹿沼市議会	議員	大島久幸	
148	市教育委員会関係	鹿沼市教育委員会	教育長職務代理者	鈴木泉
149		鹿沼市教育委員会	教育委員	倉松俊弘
150		鹿沼市教育委員会	教育委員	平野美恵
151		鹿沼市教育委員会	教育委員	宮田里枝
152	知識経験者	卓球知識経験者（日本卓球協会 競技者育成委員会）	アドバイザー	大貫重雄
153		バレーボール知識経験者（栃木県バレーボール協会）	理事長	柿沼光治
154	報道関係	株式会社 下野新聞社 鹿沼支局	支局長	枝村敏夫
155		株式会社 朝日新聞社 宇都宮総局	総局長	向井貴之
156		株式会社 毎日新聞社 宇都宮支局	支局長	青木英一
157		株式会社 読売新聞東京本社 日光支局	支局長	伊藤学
158		東京新聞 宇都宮支局	支局長	蒲敏哉
159		株式会社 産経新聞社 宇都宮支局	支局長	鈴木憲司
160		日本放送協会 宇都宮放送局	局長	村木優実子
161		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内和男
162		鹿沼ケーブルテレビ 株式会社	代表取締役社長	辻孝行

(順不同・敬称略)

163	報道関係	株式会社 栃木放送	代表取締役社長	大塚 幹夫
164		株式会社 エフエム栃木	代表取締役社長	香川 眞史

※参与1名減のため、令和2年度は38名体制とする。

【事務局】

事務局長	鹿沼市教育委員会事務局	教 育 次 長	高 橋 年 和
事務局次長	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	室 長	大 貫 照 実
事務局職員	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 任 主 事	澁 江 隆 宏
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 事	柴 田 知 拓
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主 事	齋 藤 香 名 芽

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則（令和元年9月26日決定）第4項に基づき、実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称、実行委員会常任委員会（以下「常任委員会」という。）からの付託及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長または副委員長が指名したものがこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会につ

いて準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 歓迎及び接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画の推進に関すること。 2 広報及び市民運動の実施に関すること。 3 歓迎及び接伴の実施に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技の実施に関すること。 2 式典の実施に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 その他競技式典の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の実施に関すること。 2 医事・衛生の実施に関すること。 3 その他宿泊衛生の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通の実施に関すること。 2 警備・消防の実施に関すること。 3 その他輸送交通の実施に関すること。